

Ciel 合同会社

虐待防止に関する指針

(基本的な考え方)

第1条 障害者虐待防止法に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定める。全ての職員がこれらを理解し、本指針を遵守して、利用者が事業所のサービス等を適切に利用できることを目的とする。

(虐待の定義)

第2条 障害者虐待防止法では以下の行為を「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」と定義している。

(1) 身体的虐待

利用者に暴力や体罰によって身体に外傷や痛みを生じさせる、若しくは生じる恐れがある行為を加えること。または正当な理由なく利用者の身体を拘束する事。

(2) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行う事。

(3) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をする事、またはさせる事。

(4) 放任・放棄(ネグレクト)

利用者を虚弱させるような著しい減食または長時間の放置等、養護すべき職務上の義務を著しく怠る事。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分する事、利用者から不当に財産上の利益を得る事。

(虐待防止委員会の設置)

第3条 虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり「虐待防止委員会」を設置する。また虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じる。

(1) 虐待防止委員会の役割

- ①虐待防止のための指針の整備
- ②虐待防止のための職員への研修・指導
- ③虐待等について、職員が相談・報告できる体制の整備

④虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発防止策及び、それを講じた場合の効果についての評価

⑤審議された内容を周知するとともに、虐待防止対策が適正に行われるように必要な措置を講ずる

(2) 構成員

委員会は次にあげる構成員をもって構成する。委員会の責任者は管理者とし、委員会の委員長を兼任するものとする。

必要に応じて、その時参加可能な委員で構成できるものとする。

①管理者

虐待防止に係る全体責任者

②サービス管理者責任者

虐待防止委員会の統括管理・支援現場における諸課題の統括管理
虐待防止に向けた職員教育

③サービス提供職員（職業指導員・生活支援員）

家族との連絡調整・記録の整備

④その他管理者が必要と認める者

(3) 委員会の開催

①虐待防止委員会を年一回以上開催し、指針の整備・研修内容などについて協議を行う。結果について従業員へ周知徹底する。

②虐待防止委員会は身体拘束適正化検討委員会と一体的に行う場合がある。

(虐待発見時の対応)

第4条

(1) 通報の義務

①従業員等による利用者への虐待（虐待が疑われる不適切な対応を含む）があった場合、利用者の支給決定をした市町村に速やかに通報する。

②従業員は通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。

(2) 対応手順

①虐待等に関する情報を得た従業員は、直ちに利用者への適切な配慮をした上で、虐待防止責任者に報告する。

②虐待等の情報を得た虐待防止責任者は速やかに、電話により第一報を支給決定した市町村窓口に通報する。

③通報を行った虐待防止責任者は、通報の内容を記録するとともに情報を分析し、市町村の事実確認や調査に協力する。

④虐待防止責任者は被虐待利用者の保護者にも連絡し、状況を説明する。

(早期発見・再発防止)

第5条

- (1) 虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や虐待委員等への報告を行う。
- (2) 従業員が日常の支援現場で虐待の疑いを発見する、又はその可能性が疑われる場合は、必ず虐待防止委員及び虐待防止委員長にその旨を伝え、事業所としてその事実確認を速やかに行う。
- (3) 虐待防止委員長(施設管理者)より市町村へ通報を行うとともに、家族に誠意を持って対応し、虐待の実態、経緯、背景等の調査、再発防止策を速やかに行う。
- (4) 虐待防止委員長(施設管理者)は、虐待防止委員会で議論した虐待の実態、経緯、背景、再発防止策を家族等及び市に報告する。

(成年後見制度の利用支援)

第6条 家族がいない、または家族の支援が著しく乏しい利用者の権利擁護が図れるよう、利用可能な権利擁護事業について説明し、成年後見制度が利用できるよう支援する。

(虐待等に係る苦情解決方法)

第7条 虐待に係る苦情等が生じた場合、誠意を持って対応するとともに、苦情解決第三者委員会、市町村等においても苦情を受け付けている旨を家族等に伝えるものとする。

(虐待防止のための職員研修に関する基本方針)

第8条 職員に対して、虐待等の防止に関する基礎的内容等を普及・啓発するため、以下の通り職員研修を行う。

- ①年間研修計画に基づく定期的な研修(年1回以上開催)の実施。
- ②新任者採用時は、新任者のための虐待防止研修を実施。
- ③その他必要な場合は随時教育・研修を行う。

(当該指針の閲覧)

第9条 本方針は、利用者および家族等の求めに応じていつでも閲覧できるとともに、当法人のホームページでも公表するものとする。

附 則

この指針は、令和5年4月1日より施行する。